

福井県デイサービスセンター協議会 会則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この会は、福井県デイサービスセンター協議会(以下「協議会という。）」と称す。

(事務局)

第2条 協議会の会務を処理するために、事務局を置く。
2 事務局は、社会福祉法人 福井県社会福祉協議会内に置く。

(目 的)

第3条 協議会は、デイサービスセンター(以下、センターという。)相互の有機的連携を図るとともに、事業の円滑な運営と事業に関する調査・研究等を行い、地域福祉の推進に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。
(1) センター相互の情報交換
(2) センターの運営管理に関する研究
(3) センター職員の資質向上に関する事業
(4) センター利用者の処遇向上に関する調査・研究
(5) 全国組織、関係機関、団体等との連絡及び調整に関する事業
(6) その他、協議会の目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(会 員)

第5条 協議会の会員は、法人格を有し、協議会趣旨に賛同するもので、福井県内に設置された次に掲げるセンターとする。

- (1) 老人福祉法に規定する老人センター
- (2) その他、総会で認めたセンター

2 会員として入会しようとするセンターは、入会申込書により協議会に申し込むものとする。

(会 費)

第6条 会員は、別に定める入会金および会費を納入しなければならない。
2 協議会は、会員がすでに納入した入会金および会費は、これを返還しない。

(退 会)

第7条 会員が協議会を退会しようとするときは、会長に文書をもってその旨を届け出なければならない。

第3章 役員・委員会

(役 員)

第8条 協議会には、次の役員をおく。

- | | |
|---------|----|
| (1) 会 長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 2名 |
| (3) 理 事 | 6名 |
| (4) 監 事 | 2名 |

(役員を選任)

第9条 理事及び監事は、総会において選任する。
2 会長及び副会長は、理事の中から互選する。

(役員職務)

第10条 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
3 理事は、会務を執行する。
4 監事は、協議会の会計及び会務を監査し、総会に報告する。

(役員任期)

第11条 役員任期は2年とする。ただし、補欠役員任期は前任者の残任期間とする。
2 役員は、再任されることができる。
3 役員は辞任又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(委員会)

第12条 協議会を効果的・効率的に推進していくため、協議会内に次の委員会を設置する。それぞれの委員会に委員長を置く。
(1) 調査研究研修委員会
(2) 広報啓発委員会
2 各委員会の委員長は、本会理事の職にある者がこれにあたり、会長が委嘱する。
3 委員会に関する規程は、別に定める。

第4章 会 議

(会 議)

第13条 会議は、総会及び理事会とし、総会は通常総会及び臨時総会とする。
2 通常総会は、毎年1回開催する。

- 3 理事会は、会長、副会長及び理事をもって構成し、必要に応じて開催する。
- 4 会議は、会長が招集する。
- 5 会議の議長は、会長がこれにあたる。

(総 会)

第14条 総会は、会員の2分の1以上の出席をもって成立し、議事は出席者の過半数をもって決定する。可否同数の時は、議長の決するところによる。

2 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算の承認
- (2) 事業報告及び収支決算の承認
- (3) その他、この協議会の運営に関する重要な事項

3 総会に出席できない会員は、予め通知された事項について、書面で議決に加わることができる。

(理事会)

第15条 理事会は、理事の3分の2以上の出席をもって成立し、議事は、出席者の過半数をもって決定する。可否同数の時は、議長の決するところによる。

2 理事会は、次の事項を議決執行する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関すること
- (3) その他、総会の議決を要しない会務の執行に関すること（第4条の事業の計画と執行に関する事項）

(経 費)

第16条 協議会の経費は、会費、助成金及びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第17条 協議会の収支予算は、年度開始前に会長が編成し、理事会及び総会の議決により定め、収支予算は年度終了後、理事会に諮り、監事の監査を経て総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第18条 協議会の会計年度は、毎年4月1日より始まり、翌年3月31日に終わる。

2 協議会の会計は2条の事務局で処理する。

付 則

この会則は、平成14年6月3日より施行する。

付 則

この会則は、平成16年6月29日より施行する。

付 則

この会則は、平成18年6月9日より施行する。

福井県デイサービスセンター協議会 会費規程

(趣 旨)

第1条 福井県デイサービスセンター協議会会則第6条に規定する会費について定める。

(会 費)

第2条 会費は次のとおりとする。

- | | |
|---------------|---------|
| (1) 入会金 (入会時) | 10,000円 |
| (2) 年会費 | 10,000円 |

付 則

この規程は、平成14年6月3日より施行する。

付 則

この規程は、平成18年6月9日より施行する。